様式第2号(第5条関係)

　　　 受八地第　　 　　号

　　　 年　 月 　日

　　　　　　　　　　　様

八　頭　町　長

山林境界保全事業原材料支給決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたことについて、下記のとおり決定したので通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1.　原材料支給の対象となる事業は　　　　年　　月　　日付で申請のあった事業であり、その内容は次のとおりとします。ただし、町長が認める範囲内において変更することができます。

　　事業箇所

　　事　　業

　　及び使用

　　材料数量

2.　原材料支給条件

① 土地所有者双方が境界を確認し杭を打設した場合は、公図又は地形図（森林施行図含む）にその概ねの位置を明記し、後年に地籍調査事業が行われる時の杭確認が容易に出来るようにすること。

② 地形図、各種用紙等調査に必要な書類（個人情報が記載されたものは除く）の作成、コピー等は地籍調査課が協力を行う。

③ 土地所有者双方が境界を確認し杭の打設が完了した場合は、後日の紛争を避けるため土地所有者双方が、山林境界（筆界）調査確認票（別記2）に確認年月日、署名、押印をすること。

④ 支給を受けた杭を適正に管理するため、杭の管理責任者等を定める。管理者は、受領にあたり受領書（別記3）を提出する。また、杭の使用及び保管管理表（別記4）を作成し、紛失、盗難等がないようにすること。

⑤ 境界確認が完了し助成を受けた杭に残りが生じた場合は、残杭の返還報告書(別記5)により返却すること。

3.　その他　八頭町山林境界保全事業原材料支給規程に基づき事業を実施すること。